

千葉開府900年記念事業実施本部設置要綱

(設置)

第1条 千葉開府900年記念事業（以下「事業」という。）を円滑に推進するため、千葉開府900年記念事業実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 実施本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業のとりまとめに関する事
- (2) 事業の推進に係る全庁的な調整に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の推進に関する事

(組織)

第3条 実施本部は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 実施本部に本部長を置き、市長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、会議を主宰する。
- 4 実施本部に副本部長を置き、副市長をもってこれに充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(資料の提出等)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 実施本部の庶務は、総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課において処理する。

(部会の設置)

第6条 実施本部は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき者（以下、「部員」という。）は、実施本部が任命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務を行うことができないとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 6 その他、部会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

別表

市長	議会事務局長
副市長	市長公室長
病院事業管理者	総合政策部長
教育長	消防局長
総務局長	水道局長
総合政策局長	病院局次長
財政局長	教育次長
市民局長	選挙管理委員会事務局長
保健福祉局長	人事委員会事務局長
こども未来局長	監査委員事務局長
環境局長	農業委員会事務局長
経済農政局長	
都市局長	
建設局長	
危機管理監	
保健医療統括監	
会計管理者	
総務局次長	
中央区長	
花見川区長	
稲毛区長	
若葉区長	
緑区長	
美浜区長	